

入札公告

令和7年12月2日
社会福祉法人 希望の家
理事長 増井 壽雄

社会福祉法人 希望の家は制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という）を下記のとおり行いますので公告します。

記

1. 工事概要

- (1) 工事名称 グループホーム希望の家創設事業
(2) 工事場所 鳥取県倉吉市みどり町3164番1、6
(3) 工事期間 契約締結日から令和8年3月20日（予定）
※令和7年度の鳥取県の補助金に係る工事のため記載の期間としているが状況により延長可能
(4) 工事概要 障がい者が地域で生活するためのグループホームの新築工事
木造平屋建て 建築面積 約210m²
延べ床面積 約206m²
(5) 設計図書 4. (2) に記載する入札の参加を認められた者に対し入札の資料と共にCDRデータにて配布します。
(6) 設計監理 有限会社 匠セイク合同設計

2. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年12月25日（木曜日）午前10時30分
(2) 入札場所 倉吉市福祉センター 中会議室
鳥取県倉吉市福吉町1400番地
電話：0858-22-5248
(3) 入札方法 一般競争入札
(4) 最低制限価格 有（非公表）
(5) 予定価格 有（非公表）
(6) 入札保証金 免除
(7) 立会人 当法人の理事・評議員、県の職員

3. 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
(2) 令和7年度鳥取県建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一般においてA級または

B級の参加資格を受けて鳥取県中部に本店を有するものであること。

- (3) 鳥取県から資格（指名）停止措置を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
- (4) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができるものを有していること。

4. 入札参加方法

- (1) 入札の参加を希望する者は、入札参加申込書（様式1）により以下のとおり参加申し込みを行うこと。
 - ア 申込み方法 持参及び郵送
 - イ 申込み期限 令和7年12月9日（火曜日）（郵送の場合は必着）
 - ウ 提出書類 入札参加申込書（様式1）
会社パンフレット
入札参加申込書に記載した担当者の名刺
 - エ 提出先 9提出・問合せ先に提出
- (2) 入札参加資格確認後に令和7年12月12日までに入札参加資格審査結果通知書を全員に郵送及びメールで通知する。入札参加資格審査結果通知書で参加を認められた者に対して入札の資料を合わせて送付する。

5. 現場説明会

実施しない

6. 入札に必要な事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書（様式3）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人をして入札をさせようとするときは、必ず委任状を提出すること。
- (3) 入札を辞退する時は、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めたときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることある。
- (5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 入札参加者は、入札書の記載事項についてまつ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

- (7) 入札書は必要事項を記入、押印（実印）のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。
- (8) 委任状及び入札書のあて先は、社会福祉法人 希望の家 理事長 増井壽雄とする。
- (9) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算根拠となる工事費内訳書を当該入札の会場に持参し、入札執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。なお、提出した工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある者、又は入札執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は失格とする。
- (10) 本件工事の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (11) 予定価格に達しており、最低価格で同額の業者が複数あるときは、くじ引きによる抽選を行う。
- (12) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (13) 3度の入札で落札者がなかった場合は最後の入札で最低入札金額を提出したものと随意契約の交渉を行う。

7. 契約支払条件等

- (1) 入札終了後、落札者(免税業者に限る。)は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 工事に係る契約書は、鳥取県工事請負契約書に書式を用いて落札者が作成する。
- (3) 請負代金の額が100万円以上の工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1(入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、10分の3)以上の額を保証する次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。(ただし、過去5年間に当法人又は地方公共団体等において、同種同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、この限りではない。)
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証
 - オ 履行保証保険契約の締結

- (4) 保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、請負代金額1000万円以上の工事について、請負代金額の10分の4(入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合には、10分の2)の範囲内において前金払をする。ただし、施工時期選択制度による工事の前金の支払は、着工日以降とする。
- また、前金払の額を請負代金の10分の2にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。
- (5) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。
- (6) 落札者が(5)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(4)により既にした前払金に追加して、請負代金額の10分の2の範囲内において前金払をする。
- (7) 落札者が(6)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第65条第4項の規定による。
- (8) 入札時において入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上の継続雇用)にある者を工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置し、契約時において、当該雇用関係を証明する書類を提出すること。

8. 入札に関する質問と回答

- (1) 入札関連書類等について質問がある場合は次のとおり質問書(様式2)を提出すること。
- ア 提出期限
令和7年12月9日(火)午後5時00分
- イ 提出場所
9 提出・問合せ先に提出
- ウ 提出方法
FAX又は電子メールによる
- (2) 質問に対する回答は希望の家ホームページにて行う。
- (3) 本件入札に関係ない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については回答しない。

9. 提出・問合せ先

〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3576番地1

社会福祉法人 希望の家 総務 担当:池本

電話 0858-22-2978

FAX 0858-47-6738

メール kibou@ninus.ocn.ne.jp